

令和7年度 伊勢市地域経済循環創造事業補助金 対象事業募集要領

市内で地域密着性（地域資源の活用）、地域課題への対応（公共的な課題の解決）、新規性（新規事業）などの要件を備えた事業を立ち上げようとする民間事業者等に対し、そのために必要な初期投資費用の一部を補助するにあたり、申請対象事業を募集します。

補助対象者、補助対象事業

- 補助対象者＝市内に住所を有する個人又は市内に事業所を置く法人もしくは団体
※ただし、次のいずれかに該当する者は対象外です。
 - ・市税に滞納がある者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員または暴力団関係者であると認められる者
 - ・その他、市長が適当でないと認める者
- 補助対象事業＝総務省の「地域経済循環創造事業交付金交付要綱」（以下「国要綱」という。）に「事業内容」として定めのある、①地域密着型（地域資源の活用）、②地域課題への対応、③地域金融機関等による融資等、④新規性、⑤モデル性の各要件を全て満たす事業であり、国における審査を経て交付決定後、令和7年度内に着手し、令和8年度末までに完了・実績報告に至る事業

補助対象経費

- 国要綱に「交付対象経費」として定めのある、施設整備費、機械装置費、備品費及び調査研究費
※調査研究費については、地域の大学と連携する場合に限る。また、事業目的に合致しないもの、振込手数料、各種申請手数料・収入印紙、各種保険料及び事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は対象外です。

補助金額、補助上限額

- 補助金額＝補助対象経費から、地域金融機関の融資額等及び補助対象者の自己資金等の合計額を差し引いた金額で、融資額等を超えない額（千円未満切捨て）
- 補助上限額＝上記の融資額等を、上記の計算による「補助金額」で除した数が、
 - ①2.0以上⇒5,000万円、②1.5以上2.0未満⇒3,500万円、③1.0以上1.5未満⇒2,500万円
※国、都道府県、市区町村その他支援機関が実施する別の補助金との重複はできません。（事業として対象経費や収支を完全に切り分けることができる場合は可。）

申請の方法

- 受付期間 令和6年12月23日（月）～令和7年2月10日（月）17時必着
- 裏面の「申請書類」を下記申請先あて、郵送または電子申請により提出してください。
- 電子申請に際しては、裏面の「添付書類」を揃え、下記の二次元コードからアクセスしてください。

この補助金は、国の「地域経済循環創造事業交付金」制度に基づいて実施します。
そのため、国の関連制度に変更等があった場合、補助金の内容に変更等が生じる場合があります。

申請・お問合せ先：伊勢市産業観光部商工労政課商工係
（〒516-8601 伊勢市岩渕1-7-29 伊勢市役所本庁舎東館3階）

メール syoko@city.ise.mie.jp

※記録のため、お問合せはメールのみで受け付けます。

回答可能時間：8時30分から17時15分まで（開庁日のみ）

申請書類様式は、伊勢市ホームページからダウンロードしてください。

電子申請はこちら

！裏面も必ずご確認ください！



伊勢市HP



電子申請
(LOGOフォーム)

提出書類

おもて面に記載の受付期間内に、以下の書類を提出してください。

◎伊勢市地域経済循環創造事業補助金対象事業申請書（所定様式）

※電子申請の場合、フォームへの入力をもって代えるため、申請書の提出は不要です。

【添付書類】

●事業実施計画書（所定様式）

●事業工程表（任意様式）

○〈紙申請で個人の場合〉同意書〔伊勢市民であり市税に滞納がないことの調査同意書〕（所定様式）
〔※住民票の写し及び市税に滞納がないことの証明書をもって代えることもできます。〕

○〈紙申請で法人の場合〉同意書〔市税に滞納がないことの調査同意書〕（所定様式）
〔※市税に滞納がないことの証明書をもって代えることもできます。〕

○〈電子申請の場合〉本人〔法人の場合は代表者〕確認書類（官公署発行の顔写真入りの身分証明書のコピー）

○〈個人の場合〉開業届または直近期の確定申告書第一表のコピー

●補助対象経費の根拠となる見積書のコピー（明細がわかるもの）

※電子申請の場合、これらは申請フォーム上の指示に従い、アップロードして提出してください。

申請以降の流れ

対象事業申請（伊勢市商工労政課において受理）



伊勢市による内容確認を経て、国への申請対象としての採択・不採択を決定し、申請者に通知
（※諸要件を充たす申請が多数になった場合、市の審査により対象案件を絞り込むことがあります。）



伊勢市から国（総務省）に申請



国における審査を経て、国から伊勢市に対して交付・不交付決定通知



国の交付決定対象となった者から伊勢市に交付申請（別途案内）

※国の審査で不交付と決定した場合、伊勢市地域経済循環創造事業補助金の交付対象にはなりません。



伊勢市から申請者に交付決定



補助対象事業の実施、完了



実績報告（※事業完了から30日以内[最終〳切：R7単年度分は令和8年3月23日（月）まで。



R7～R8年度事業の場合は、令和9年3月23日（火）までを期日として最終実績報告〕）

伊勢市による審査、補助金交付確定、補助金の請求、支払い（口座振込、実績報告から約2週間後）

実績報告に必要な書類

以下の実績報告書に添付書類を添えて提出してください。

※申請の方法に関わらず、電子メール（syoko@city.ise.mie.jp）により提出してください。

◎伊勢市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（所定様式）

【添付書類】

●事業実施報告書（任意様式）

●補助対象経費整理表（任意様式）

●補助対象経費に係る領収書等のコピー（明細がわかるもの）

●金融機関からの融資を証明する書類（融資契約書等）のコピー

●その他、事業の成果がわかるもの（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等）

（交付確定後）

●請求書（所定様式）